

外部監査制度の概要

1 趣旨

地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高める。

2 概要

(1) 包括外部監査契約に基づく監査

- 毎会計年度、外部監査人のイニシアティブによる監査を受ける。(法 § 252の37③)
- 都道府県、指定都市、中核市については、契約を義務づける。(法 § 252の36①・令 § 174の49の26)
- その他の市町村は条例により導入することができる。(法 § 252の36②)

(2) 個別外部監査契約に基づく監査(法 § 252の39～ § 252の44)

- 議会、長、住民から要求のある場合において外部監査人による監査をすることが適当であるときは、外部監査人の監査を受けることができる。
- 地方公共団体は条例により導入することができる。

※ 外部監査契約は議会の議決を経て契約する。(法 § 252の36①等)

3 外部監査契約を締結できる者

弁護士、公認会計士、税理士、地方公共団体において監査等の行政事務に従事した者など監査の実務に精通している者(法 § 252の28①②)